議事要旨（３）IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[審議事項（３）]に基づき説明があった。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、「子会社の報告日が異なる場合の取扱い（IFRS10）」について、次の質問があった。
  - 分析の「子会社の報告日及び関連会社の財務諸表の日付に関する規定を削除又は修正している国又は地域は見受けられない」とは、他国は我が国ほど、親会社と子会社の報告日が異なることが少ないのか。
  - 今後の対応案で「「削除又は修正」するほどの重要性はない」と記載しているが、任意適用を前提として重要性がないと記載しているのか。

  これに対して事務局からは、次の回答があった。
  - 他国は我が国ほど親会社と子会社の報告日が異なることが少ないが、我が国では親会社と報告日が異なることが多く、また、日本基準上、報告日の３ヵ月のズレを許容している点が問題の所在である。
  - 「「削除又は修正」するほどの重要性はない」という点は、そもそもIFRS第10号上の「実務上不可能」の文言の解釈が分かれている点が問題となっており、この文言を削除又は修正しても実務上機能しないのではないかという懸念もあるため削除又は修正までは至らないのではないかという意図である。
- ある委員より、次の意見があった。
  - 審議資料(3)-2-8の脚注４について、「平均残存給付期間にわたってみなし損益を認識する」のは、近年、各社の従業員の年齢構成がいびつになっていることを踏まえると、実務上機能するのか否かについて懸念がある。
  - 審議資料(3)-2-7、8、11の今後の対応案において、案２「概念フレームワークにおいて純損益の議論を行っている最中である点を踏まえ、当面、「削除又は修正」せずに受け入れる。」との記載があるが、ASBJがOCIを全てPLにリサイクリングすることを主張していることを踏まえると、受け入れ難いとなるのではないか、もし、許容し難いが削除又は修正せずに受け入れるとするのであれば、ピュアなIFRSとの差異が拡大するという理由に一本化されるのではないか。

  これに対して事務局からは、リサイクリングの手法は、国際的な説明を踏まえ、さらに検討をしていく旨の発言があった。
- ある委員より、次の意見があった。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

・ 純損益へのノンリサイクリングは大きく考え方が異なるので、削除又は修正を行う必要があると考えるが、のれんの償却、開発費等、純損益の期間帰属の問題は、ノンリサイクリングより優先順位が下がるのではないか。
・ のれんの非償却に関しては、リサイクリングとは異なり、期間帰属の問題であり、IFRSと米国基準が非償却ということも踏まえれば、現在 IASB において議論されているため削除又は修正せずに受け入れるということが適当である。
・ 過去勤務費用は、最近は縮小が多く、また、リサイクリングとは関連がないため、削除又は修正をしない方向で良いのではないか。しかし、退職給付に関する再測定部分に関しては、純損益へリサイクリングするか否かが大きく異なるため、従来の日本基準の考え方を踏襲するのが適当ではないか。
・ IFRS が開発費の資産化を要求するようになった当初においては、資産化の要件は厳格であって資産化はかなり難しいと考えられていた。ガイダンスや教育文書等で、資産化されるものは限定的であることを示すことができれば、実務的な対応は円滑になると考える。

これに対して、事務局から、過去にオールジャパンにより対応した経緯を踏まえると、アジェンダ協議で意見を発信した 6 項目を重視すべきではないかとの意見が聞かれる。他方、アジェンダ協議から実務対応が図られている面もあり、任意適用の促進につながる実務対応を反映した教育文書等の作成が可能か否かを検討している旨の発言があった。

- ある委員から、修正後発事象は、企業の自助努力で避けることは実質的には不可能に近いが、法制度上避けることが不可能であることが国際的に認知され得ないのかと思う旨の意見があった。これに対して、事務局から、この論点は、企業の自助努力で避けることができない事象だが実務上再度決算を組むということが実務上困難であるということ、会社法と金融商品取引法で財務諸表の作成が求められるという制度上からの問題であるが、ピュアな IFRS との差異が広がることを考えると削除又は修正までには至らないのではないかと考えた旨の発言があった。
- ある委員から、研究開発費には成功に至る部分と失敗してしまう部分があり、成功に至る部分は資産の定義を満たしているが、IAS 第 38 号の資産計上の要件を（厳密に）満たす場合は非常に少ないと考えており、その点からは実務的な対応が大きな問題にはならないのではないか旨の意見があった。これに対して、事務局から、IAS 第 38 号の資産計上の要件を満たすか否かについて、アジェンダ協議から実務対応が図られている面もあるが、IAS 第 38 号の資産計上の要件を満たすか否かを実務上判断すること自体が実務上大変であるという意見もある旨の発言があった。
- 負ののれんが計上される場合、全部のれんと購入のれんでは EPS の計算に大きく影響するため、「差異に重要性はない」という記載を削除する方向に賛成である旨の意見があった。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ある委員から、今後の対応案の「議論中であり、当面」という理由は個人的には許容できるが、本来はピュアな IFRS を修正すべきであり、ということを理由にした方が、削除又は修正がなかったとしても、企業側からは今後の対応の方向性が把握できるため、納得感があると考える旨の意見があった。これに対して、事務局から、エンドースメントの手続きと国際的な意見発信とは整合性を図っていかなければいけないと考えており、受け入れ難いと考えられる項目の中で、どの項目について国際的に意見発信していくかをしっかり考えていきたい旨の発言があった。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。